

令和7年9月4日

ご回答を受けての照会書

〒064-0951

札幌市中央区宮の森1条6丁目2-27

公事宿法律事務所

医療法人社団斎藤会

代理人弁護士 高橋 司 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884

FAX 011-221-5887

貴職から令和7年7月11日付「ご通知」をいただきましたが、キャンセル規定の内容を検討するにあたり前提となる医療契約の成立時期や、キャンセル規定そのものに不分明な点がありましたので、次のとおり照会いたします。

- 1 貴法人のホームページ（URL: <https://saitoss-dc.com/first/>）によると、初診の流れとして、予約、受付、問診、検査、応急処置、カウンセリング、治療前の事前準備、治療開始とありますが、貴法人と消費者との間で締結される矯正歯科に係る医療契約（以下、「本件医療契約」といいます）は、どの段階で成立しますか。
本件医療契約成立時に取り交わす書面等があればご開示ください。
- 2 提供いただいた「治療同意書」によれば、当該同意をしたことで本件医療契約が成立するようにも思われますが、そのような理解でよろしいでしょうか。仮にこの理解が正しいとすれば、上記第1項の質問と重複しますが、上記初診の流れの内、どの時点で「治療同意書」を消費者に交付して説明し、署名を求めるのかご説明ください。
- 3 治療同意書のキャンセル規定について、以下の内容をご教示ください。
 - (1) 「処方書」とは何を指しますか。クリン・チェック（治療計画書）のことですか。
 - (2) 「お申し込み」とは何を指しますか。上記初診の流れの内、「お申し込み」はどの段階を指しますか。

- (3) 「入金後」の治療キャンセルについてキャンセル規定が適用されるということです。上記初診の流れの内、どの時点で、消費者は、本件医療契約に関する費用を支払うのですか。また、ローンを利用する場合、上記初診の流れの内、どの時点でローンを申し込むのか、「デンタルローンの申込金」とは何を指すのか、誰が誰に対し支払う金銭であるかも併せて教えてください。
- (4) 「ご通知」によると、「医療契約を締結した後、おおよそ2週間経過した後に、当法人から株式会社アプラスへ立替依頼を行う内容にて対応」しているということです。そうすると、本件医療契約を締結後、2週間は信販会社から「入金」になっていないため、その間はキャンセル規定が適用されず、特段のキャンセル料を要せずに本件医療契約を解除できるようにも解されますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

以上につきまして、令和7年10月15日までに文書にてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、ご送付いただいた書式自体を当法人のホームページ等において公表することはいたしません。本照会に対するご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以 上